
プロジェクト

項目 本日の審議事項

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日のサステナビリティ基準委員会においてご審議いただきたい事項をご説明することを目的としている。

II. サステナビリティ関連情報のアップデート

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

2. 2024 年 12 月 2 日に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 5 回）が開催され、サステナビリティ開示基準の導入における論点及びサステナビリティ保証制度等について議論が行われた。
3. 本日の委員会では、同ワーキング・グループにおける議論の概要について、金融庁よりご報告いただくことを予定している。

III. IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発

これまでの経緯

4. 当委員会は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準（日本版 S1 基準）及び IFRS S2 号「気候関連開示」に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を審議テーマとすることを決定した。
5. 当委員会は、2024 年 3 月 29 日に、次の公開草案（以下あわせて「本公開草案」という。）を公表した。
 - (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
 - (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」
 - (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」

6. 本公開草案のコメント期間は2024年7月31日までであり、本公開草案に対して100通を超えるコメントが寄せられた。

本日の審議事項

7. 本日の委員会では、次の論点についてご審議いただきたい。
 - (1) 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案（審議事項 A1-2）
 - (2) 「一般開示基準」の文案（審議事項 A1-3）
 - (3) 「気候関連開示基準」の文案（審議事項 A2-1）
8. 前回の委員会で聞かれた意見については、審議事項 A1-1 においてお示ししている。

以 上